

○静岡市重度心身障害者医療費助成規則

平成15年4月1日

規則第126号

改正 平成16年11月30日規則第92号

平成18年3月8日規則第62号

平成18年3月27日規則第149号

平成18年9月26日規則第206号

平成20年3月31日規則第52号

平成20年10月31日規則第148号

平成22年3月31日規則第57号

平成24年8月1日規則第73号

平成24年8月30日規則第76号

平成25年4月1日規則第45号

(目的)

第1条 この規則は、重度心身障害者(以下「障害者」という。)の医療費を助成することにより、その福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。ただし、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第2項第1号に規定する施設に入所している者、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により児童福祉施設に入所している者及び同条第2項の規定により指定医療機関に入所している者を除く。

- (1) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)第5条に規定する県知事の認定(以下「県知事の認定」という。)を受けている者に監護されている特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号)別表第3に掲げる1級に該当する障害の状態にある20歳未満の者
- (2) 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知)に基づく療育手帳の交付を受け、その障害の程度が重度と表示された知的障害者
- (3) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級、2級又は内部障害3級(同表の心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害の

3級に該当するものをいう。以下同じ。)に該当する者

- (4) 次に掲げる者のうち、6歳以下であり、かつ、小学校就学の始期に達するまでの者
- ア 療育手帳制度要綱に基づく療育手帳の交付を受け、その障害の程度が重度以外と表示された知的障害者
 - イ 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が身体障害者福祉法施行規則別表第5号の3級に該当する者
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、その障害の程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する障害等級2級に該当する者
- (5) 静岡市重度心身障害児扶養手当条例(平成15年静岡市条例第160号)第4条に規定する市長の認定(以下「市長の認定」という。)を受けている者で、かつ、県知事の認定を受けている者のうち特別児童扶養手当等の支給に関する法律第6条の規定により特別児童扶養手当の支給を制限されている者に監護されている同条例第2条第1項に規定する重度心身障害児
- (6) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、その障害の程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する障害等級1級に該当する者

2 この規則において「健康保険法等」とは、次に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)
- (2) 船員保険法(昭和14年法律第73号)
- (3) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)
- (4) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)
- (5) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)
- (6) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)

3 この規則において「医療機関等」とは、保険医療機関、保険薬局、指定訪問看護事業者その他の健康保険法等の規定に基づき医療に関する給付を取り扱うものをいう。

4 この規則において「保護者」とは、現に障害者を養育し、かつ、監護している者をいう。

5 この規則において「指定訪問看護等基本利用料」とは、健康保険法等における訪問看護療養費のうち指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準(平成12年厚生省令第80

号)第13条第1項に規定するものをいう。

(平16規則92・平18規則149・平20規則52・平22規則57・平24規則73・一部改正)

(助成の対象者)

第3条 医療費の助成を受けることができる者は、健康保険法等の規定による被保険者、組合員、加入者又は被扶養者である障害者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定による介護給付費若しくは訓練等給付費又は同法第30条第1項の規定による特別介護給付費若しくは特別訓練等給付費の支給を受け、市外に所在する指定障害者支援施設等に入所している者
- (3) 市長が身体障害者福祉法第18条第2項又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第16条第1項第2号の規定により市外に所在する障害者支援施設等に入所委託している者
- (4) 市から児童福祉法第24条の3の規定による障害児施設給付費の支給を受け、市外に所在する指定知的障害児施設等に入所している者

2 前項の場合において、障害者に保護者があるときは、当該保護者に医療費の助成をし、保護者が2人以上あるときは、主として当該障害者の生計を維持する者に助成する。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、医療費の助成をしない。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第15条の規定による医療扶助を受けている者
- (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第2項第3号の医療支援給付を受けている者
- (3) 静岡市子ども医療費助成規則(平成15年静岡市規則第113号)に基づく医療費の助成を受けている者
- (4) 静岡市母子家庭等医療費助成規則(平成15年静岡市規則第114号)に基づく医療費の助成を受けている者

(平18規則149・平18規則206・平20規則52・平24規則73・平25規則45・一部改正)

(助成の額)

第4条 医療費の助成額は、障害者が健康保険法等の規定による療養若しくは医療(以下「療養等」という。)の給付を受け、又は受けるべき療養等につき、健康保険法等の規定に基づく療養等に要する費用の額の算定方法の例により算定した額から、健康保険法等に定め

る給付額及び他の法令の規定により、国又は地方公共団体が負担する療養等に要する費用の額を控除して得た額(以下「一部負担金」という。)と指定訪問看護等基本利用料(以下これらを「一部負担金等」という。)を加えて得た額から500円の一部負担金等を支払った医療機関等(薬局を除く。)の数を乗じて得た額を控除して得た額とする。ただし、障害者又は保護者が当該療養等につき支払った金額を超えない額とし、一部負担金について、健康保険組合等の規約又は定款に定める一部負担還元金又は付加給付があるときは、その額を助成額から控除する。

- 2 内部障害3級に該当する者に係る前項の規定の適用にあつては、「健康保険法等の規定による」とあるのは「内部障害3級の障害に関し、健康保険法等の規定による」と読み替えるものとする。
- 3 65歳以上の者のうち本人又は本人と同一世帯に属する者のいずれかの前年の所得に対し市民税が課せられているものに係る第1項の規定の適用にあつては、「受けるべき療養等」とあるのは「受けるべき療養等(入院に係る給付又は受けるべき療養等を除く。)」と読み替えるものとする。

(平16規則92・一部改正)

(受給者証の交付等)

第5条 医療費の助成を受けようとする者は、健康保険法等に基づく被保険者証、組合員証又は加入者証(以下「被保険者証等」という。)を提示し、重度心身障害者医療費助成金受給者証交付申請書(様式第1号)に一部負担還元金又は付加給付に関する証明書(様式第2号)その他市長が必要と認める書類を添付して市長に申請し、受給者証の交付を受けなければならない。

- 2 前項の規定により交付される受給者証の有効期間は、第7条に規定する医療費の助成期間の開始の日に始まり、その日以後の最初の9月30日(第2条第1項第4号ウ又は同項第6号に該当する者にあつては、同日と精神障害者保健福祉手帳の有効期間が満了する日のいずれか早い日)に終わるものとする。

(平16規則92・平20規則52・平24規則73・平24規則76・一部改正)

第6条 市長は、前条の規定により申請した者が第3条に規定する助成の対象者に該当すると認めるときは、重度心身障害者医療費助成金受給者証(様式第3号。以下「受給者証」という。)を交付する。

(助成期間)

第7条 医療費の助成期間は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める日から

受給者が第3条に規定する助成の対象者に該当しなくなった日までとする。

- (1) 第2条第1項第1号に該当する者 県知事の認定を受けた日
- (2) 第2条第1項第2号に該当する者 療育手帳の交付を受けた日
- (3) 第2条第1項第3号に該当する者 身体障害者手帳の交付を受けた日
- (4) 第2条第1項第4号ア又はイに該当する者 療育手帳又は身体障害者手帳の交付を受けた日
- (5) 第2条第1項第5号に該当する者 市長の認定を受けた日又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律第6条の規定の適用を受ける期間の初日のいずれか遅い日
- (6) 第2条第1項第4号ウ又は同項第6号に該当する者 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた日

(平16規則92・旧第8条繰上、平24規則73・一部改正)

(助成金支給の申請)

第8条 受給者は、医療費の助成額(以下「助成金」という。)の支給を受けようとするときは、診療等を受けた月分ごとに重度心身障害者医療費助成金支給申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、受給者が医療機関等に被保険者証とともに受給者証等を提示し、診療等を受けたときは、当該医療機関等は当該診療等について当該受給者が診療等を受けた月分ごとに重度心身障害者医療費明細書(様式第4号の2)を作成し、市長に通知するものとし、市長は、当該通知があったときは前項の申請書の提出があったものとみなす。
- 3 前2項の規定による重度心身障害者医療費助成金支給申請書の提出又は重度心身障害者医療費明細書の通知については、受給対象者が診療を受けた月の翌月20日までにしなければならない。
- 4 市長は、受給者又は医療機関等において特別の事情があると認めるときは、第1項の規定による申請書の提出又は第2項の規定による重度心身障害者医療費明細書の通知を前項に規定する提出期限又は通知期限から1年以内の期間に限り、猶予することができる。

(平16規則92・旧第9条繰上・一部改正)

(助成金の支給)

第9条 市長は、前条の規定による申請書の提出を受けたときは、助成金の額を決定し、受給者に支給する。

(平16規則92・旧第10条繰上)

(受給者証の更新等)

第10条 第5条第2項に規定する受給者証は、毎年10月1日に更新する。この場合において、当該受給者証の有効期間は、その年の10月1日から翌年の9月30日までとする。

2 市長は、前項の規定による受給者証の更新に当たり、必要があると認めるときは、受給者に対し、第3条に規定する助成の対象者であることを証明する書類その他助成金の支給に関し必要な書類の提出を求めることができる。

3 第2条第1項第4号ウ又は同項第6号に該当する者についての第1項の規定の適用については、同項中「毎年10月1日」とあるのは「毎年10月1日(その年に精神障害者保健福祉手帳の有効期間が更新される場合にあっては、10月1日と当該更新の日のいずれか早い日)」と、「その年の10月1日から翌年の9月30日」とあるのは「当該更新の日から同日以後の最初の9月30日(その年に精神障害者保健福祉手帳の有効期間が満了する場合にあっては、9月30日と当該満了する日のいずれか早い日)」と読み替えるものとする。

(平24規則73・平24規則76・全改)

(届出等の義務)

第11条 受給者は、次の各号のいずれかに該当するときは、被保険者証等を提示し、重度心身障害者医療費助成金受給者証交付申請事項変更届出書(様式第5号)により、速やかに市長に届け出なければならない。この場合において、第1号に該当するときは受給者証を、第2号又は第3号に該当するときは一部負担還元金又は付加給付に関する証明書を、第4号に該当するときは変更後の金融機関の預金通帳の写しを添付しなければならない。

- (1) 受給者又は障害者が氏名又は住所を変更したとき。
- (2) 加入している医療保険を変更したとき。
- (3) 一部負担還元金又は付加給付の内容に変更があったとき。
- (4) 助成金の振込先金融機関を変更したとき。

2 受給者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める書類に受給者証を添えて、速やかに市長に申請し、又は届け出なければならない。

- (1) 受給者証を損傷し、又は紛失したとき。

重度心身障害者医療費助成金受給者証再交付申請書(様式第6号)

- (2) 第3条に規定する助成の対象者に該当しなくなったとき。

重度心身障害者医療費助成金受給資格喪失届出書(様式第7号)

3 前項第2号の届出が受給者の死亡によるときは、戸籍法(昭和22年法律第224号)に定める死亡の届出義務者がその旨を届け出なければならない。

(資格の取消し)

第12条 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成の対象者としての資格を取り消す。この場合において、その資格を取り消された者は、直ちに受給者証を市長に返還しなければならない。

(1) 偽りその他不正の手段により、受給者証の交付を受けたとき。

(2) 正当な理由がなく前条の規定による届出を怠ったとき。

(返還命令)

第13条 市長は、偽りその他不正の手段により助成金の支給を受けた者に対し、既に支給した助成金の全部又は一部の返還を命ずる。

(損害賠償との調整)

第14条 市長は、受給者が当該障害者の療養等に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、助成金の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した助成金の額に相当する金額を返還させる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の静岡市重度心身障害者医療費助成規則(昭和48年静岡市規則第32号)又は清水市重度心身障害者医療費助成規則(昭和48年清水市規則第22号)の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

(蒲原町の編入に伴う経過措置)

3 蒲原町の編入の日(次項において「編入日」という。)の前日までに、編入前の蒲原町重度障害者医療費助成要綱(昭和48年7月1日施行。次項において「編入前の要綱」という。)の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

(平18規則62・追加)

4 市長は、編入日の前日までに、蒲原町において編入前の要綱第7条の規定による受給者証の交付を受けている者に対し、第5条の規定にかかわらず、第6条に規定する受給者証を交付することができる。

(平18規則62・追加)

(由比町の編入に伴う経過措置)

- 5 由比町の編入の日(次項において「編入日」という。)の前日までに、編入前の由比町重度心身障害者医療費助成要綱(平成6年由比町告示第30号。次項において「編入前の要綱」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

(平20規則148・追加)

- 6 市長は、編入日の前日までに、由比町において編入前の要綱第7条の規定による受給者証の交付を受けている者に対し、第5条の規定にかかわらず、第6条に規定する受給者証を交付することができる。

(平20規則148・追加)

附 則(平成16年11月30日規則第92号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成16年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日において医療機関等に入院をしている者であつて、この規則の施行の日以後引き続き医療機関等に入院しているものについては、当該入院をしている間、改正後の静岡市重度心身障害者医療費助成規則(以下「改正後の規則」という。)規則第4条第3項の規定は、適用しない。
- 3 この規則の施行の際、現に改正前の静岡市重度心身障害者医療費助成規則の様式により提出されている文書は、改正後の規則の相当様式により提出された文書とみなす。

附 則(平成18年3月8日規則第62号)

この規則は、平成18年3月31日から施行する。

附 則(平成18年3月27日規則第149号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年9月26日規則第206号)

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日規則第52号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(適用)

- 2 改正後の静岡市重度心身障害者医療費助成規則の規定は、この規則の施行の日以後に受けた療養等について適用し、同日前に受けた療養等については、なお従前の例による。

附 則(平成20年10月31日規則第148号)

この規則は、平成20年11月1日から施行する。

附 則(平成22年3月31日規則第57号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項第2号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年8月1日規則第73号)

改正 平成24年8月30日規則第76号

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年10月1日から施行する。ただし、第5条の改正規定(同条第1項に係る部分に限る。)、第10条の改正規定(同条第1項及び第2項に係る部分に限る。)、様式第1号の改正規定(精神の項を加える部分を除く。)及び次項の規定は、平成24年9月1日から施行する。

(平24規則76・一部改正)

(施行前の準備)

- 2 この規則による改正後の静岡市重度心身障害者医療費助成規則(以下「新規則」という。)第2条第1項第4号ウ又は同項第6号に該当する者に対する新規則第5条第1項の規定による受給者証の交付に関し必要な行為は、この規則の施行の日前においても、同条の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

- 3 新規則の規定は、平成24年10月1日以後に受けた療養又は医療について適用し、同日前に受けた療養又は医療については、なお従前の例による。

附 則(平成24年8月30日規則第76号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年4月1日規則第45号)

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

重度心身障害者医療費助成金受給者証交付申請書

年 月 日

(宛先)静岡市長

住 所
申請者 氏 名
電話番号

(対象者との関係)

次のとおり重度心身障害者医療費の助成を受けたいので、受給者証の交付を申請します。

対 象 者	住 所						
	氏 名					年 月 日	生
	手 帳	身障 療育 精神	第 号	程 度	の ・ 級	A・B	
加 入 医 療 保 険	被 保 険 者 証	被保険者(世帯主・組合員・加入者)氏名				一部負担 還 元 金	有・無
	記 号					付加給付	有・無
	番 号						
	保 険 者	所 在 地					
	名 称	番 号					
支 払 希 望 金 融 機 関	銀 行 名	支 店 名	口 座 名 義	口 座 種 別	口 座 番 号		
				普通・当座			
<p>受給者証の交付及び更新並びに当該受給者証に基づく助成金の申請に関し、税務情報 その他助成金の支給に関し必要な情報を市が調査することについて同意します。</p> <p style="text-align: center;">申請者 氏名</p>							

※

受 付	受給資格	受 給 者 証			
・	有・無	区 分	一般・後期高齢者	発 行	・
		番 号	第 号		

(注)

- ※印の欄は、記入しないでください。
- 申請者氏名欄には、申請者が署名し、又は記名押印してください。

様式第2号その1(第5条関係)

一部負担還元金内容証明願				
保 険 者 名				
被 保 険 者 証	記 号		番 号	
被保険者(組合員・加入者)について、次のとおり一部負担還元金の内容を証明してください。 年 月 日 保険者又は事業主 様				
住 所 被 保 険 者 (組合員・加入者)氏 名				
㊟				
各保険者(事業主)にお願い この証明書は、静岡市が実施している医療費助成に使用するものですから、御協力願います。				
静岡市長 氏 名				
証 明 書				
一 部 負 担 還 元 金 の 内 容	(算式)			
上記のとおり証明します。 年 月 日				
所在地 保険者又は 事業主 名称 代表者				
㊟				

様式第2号その2(第5条関係)

付加給付(家族療養付加金・合算高額療養付加金)内容証明願			
保 険 者 名			
被 保 険 者 証	記 号		番 号
被 扶 養 者	住 所		
	氏 名	年 月 日生	
被保険者(組合員・加入者)及び上記被扶養者について、次のとおり付加給付の内容を証明してください。 年 月 日 保険者又は事業主 様			
住所 被 保 険 者 (組合員・加入者) 氏 名			
各保険者(事業主)にお願い この証明書は、静岡市が実施している医療費助成に使用するものですから、御協力願います。 静岡市長 氏 名			
証 明 書			
付 加 給 付 の 内 容	(算式)		
上記のとおり証明します。 年 月 日 所在地 保険者又は 事業主 名称 代表者			

様式第3号(第6条関係)

(表)

障		重度心身障害者医療費助成金受給者証	
公費負担者番号			
受給者番号			
障 害 者	住 所		
	氏 名		
	生 年 月 日	年 月 日	
有 効 期 間		年 月 日から	
		年 月 日まで	
摘 要		給付制限 あり・なし	
発 行 機 関 名 及 び 印	静岡市長 印		
交 付 年 月 日		年 月 日	

(裏)

注 意 事 項	
<p>1 この証は、あなたが医療費の助成を受けることができる証ですから、大切に保管してください。</p> <p>2 医療機関等で診察を受ける時は、この証を必ず被保険者証と一緒に医療機関等の窓口 に提示してください。</p> <p>3 医療費の自己負担分は、医療機関等の窓口で一旦お支払いください。</p> <p>4 この証は、県外の医療機関等では使用できません。</p> <p>5 県外の医療機関等で受診した場合など自動償還ができないときは、本市が規定する書 類により、受診月の翌月1日から20日までに本市へ助成金の交付申請をしてください。た だし、特別な事情があると市長が認めるときは、提出期限から1年以内の期間に限り、猶 予することができます。</p> <p>6 次の場合は必ず本市へ届け出てください。</p> <p>(1)住所や氏名を変更したとき。</p> <p>(2)加入保険に変更があったときや加入保険の付加給付の内容に変更があったとき。</p> <p>(3)助成金の振込先の口座に変更があったとき。</p> <p>7 県内の他の市町へ転出した場合は、転出先の市町で新たに受給者証の交付を受けてく ださい。</p> <p>8 この証を破損したり、紛失したときは、再交付を受けてください。</p> <p>9 受給資格がなくなったときは、速やかに返還してください。</p>	

様式第4号(第8条関係)

市 記 入 欄	医療機関コード		自己負担額	円
	診療科目	診療区分	控除額	円
	診療期間		支給額	円

重度心身障害者医療費助成金支給申請書

受 給 者 記 入 欄	年 月 日		受給者証 番 号	第 号
	静岡市長			
	受 給 者		加 入 医 療 保 険	
	住 所	静岡市	保 険 者 名	
	氏 名	㊟	記 号	
	対 象 者		番 号	
	氏 名		被保険者の氏名	
同一世帯内で一部負担金等が30,000円(市民税非課税世帯の場合は、21,000円)以上の者の申請月における有無				有 無

領収書添付欄

(注) この申請書は、受診した月の翌月の20日までに提出してください。

様式第4号の2(第8条関係)その1

(宛先)静岡市長

公費負担者番号									

No. _____

医療機関コード									

年 月分 重度心身障害者医療費明細書

保険医療機関の所在地、名称及び開設者氏名

下記のとおり通知する。 年 月 日

㊦

No.	1 入院	2 通院	受給者番号	受給者氏名	生年月日			一部負担割合	診療日数 日	保険総点数 点	窓口徴収額 円	備考
					年	月	日					
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
小 計					件							
合 計					件							

(注)

- 「一部負担割合」欄には、一部負担が2割の場合にあつては「2」、3割の場合にあつては「3」を記入してください。
- 「窓口徴収額」欄には、受給者が窓口で支払った保険診療に係る自己負担額を記入してください。
- 更生医療等公費負担があり、所得に応じた自己負担上限額のみ窓口で徴収した場合には、当該自己負担額を「窓口徴収額」欄に記入してください。

様式第4号の2(第8条関係)その2

(宛先)静岡市長

公費負担者番号									

No. _____

医療機関コード

年 月分 重度心身障害者医療費明細書

保険医療機関の所在地、名称及び開設者氏名

下記のとおり通知する。 年 月 日

㊦

4 調剤										
No.	受給者番号	受給者氏名	生年月日			一部負担割合	処方箋回数枚	保険総点数	窓口徴収額円	備考
			年	月	日					
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
小 計			件							
合 計			件							

(注)

- 「一部負担割合」欄には、一部負担が2割の場合にあつては「2」、3割の場合にあつては「3」を記入してください。
- 「窓口徴収額」欄には、受給者が窓口で支払った保険診療に係る自己負担額を記入してください。
- 長期特定疾病等公費負担があり、法定の自己負担上限額のみ窓口で徴収した場合には、当該自己負担額を「窓口徴収額」欄に円単位で記入してください。

様式第4号の2(第8条関係)その3

(宛先)静岡市長

公費負担者番号									

No. _____

施術所コード									

年 月 日 重度心身障害者医療費明細書

施術所の所在地、名称及び柔道整復師の氏名

下記のとおり通知する。 年 月 日

㊦

6 柔整師										
No.	受給者番号	受給者氏名	生年月日			一部負担割合	実日数	施術料の総額 円	窓口徴収額 円	備考
			年	月	日					
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
小 計						件				
合 計						件				

- (注)
- 「一部負担割合」欄には、一部負担が2割の場合にあつては「2」、3割の場合にあつては「3」を記入してください。
 - 「窓口徴収額」欄には、受給者が窓口で支払った保険診療に係る自己負担額を記入してください。
 - 受領委任する場合は、必ず受領委任欄に記入してください。

受領委任	上記の母子家庭等医療費の報告に係る事務取扱手数料の受領を下記の者に委任します。 年 月 柔道整復師氏名 団体名及び代表者名
------	---

㊦

様式第5号(第11条関係)

重度心身障害者医療費助成金受給者証交付
申請事項変更届出書

年 月 日

静岡市長 様

住 所
受給者
氏 名



次のとおり、重度心身障害者医療費助成金受給者証交付申請の内容に変更がありましたので、届け出ます。

変 更 内 容	受 給 者 証 番 号	第	号
	新		旧
(1) 住 所			
(2) 氏 名			
(3) 加 入 医 療 保 険			
(4) 一 部 負 担 還 元 金 付 加 給 付			
(5) 金 融 機 関			
変 更 年 月 日	年 月 日		

(注)

- 1 変更内容欄は、該当する番号を○で囲んでください。
- 2 住所又は氏名の変更の場合は、受給者証を添付してください。
- 3 加入医療保険又は一部負担還元金・付加給付に変更があった場合は、一部負担還元金又は付加給付に関する証明書を添付してください。この場合は、新・旧の欄は記入不要とします。

様式第6号(第11条関係)

重度心身障害者医療費助成金受給者証再交付申請書

年 月 日

静岡市長 様

住 所

受給者

氏 名

次のとおり、重度心身障害者医療費助成金受給者証の再交付を申請します。

受給者証番号	第	号
再 交 付 申 請 の 理 由	① 紛失 ② 破損 ③ その他	
紛失等年月日	年 月 日頃	

(注)

- 1 損傷の場合は、受給者証を添付してください。
- 2 受給者氏名欄には、受給者が署名し、又は記名押印してください。

様式第7号(第11条関係)

重度心身障害者医療費助成金受給資格喪失届出書

年 月 日

静岡市長 様

住 所

氏 名

次のとおり、重度心身障害者医療費助成金受給資格を喪失したので、届け出ます。

受給者氏名		
受給者証	番 号	第 号
資格喪失の理由	① 死亡 ② 転出 ③ 生活保護開始 ④ 保険満了(継続) ⑤ その他	
資格喪失年月日	年 月 日	

(注)受給者証を添付してください。

様式第1号(第5条関係)

(平16規則92・平20規則52・平24規則73・平24規則76・一部改正)

様式第2号その1(第5条関係)

様式第2号その2(第5条関係)

(平16規則92・一部改正)

様式第3号(第6条関係)

(平16規則92・全改、平20規則52・平24規則73・平24規則76・一部改正)

様式第4号(第8条関係)

(平16規則92・全改)

様式第4号の2(第8条関係)その1

(平16規則92・追加、平25規則45・一部改正)

様式第4号の2(第8条関係)その2

(平16規則92・追加、平25規則45・一部改正)

様式第4号の2(第8条関係)その3

(平16規則92・追加、平25規則45・一部改正)

様式第5号(第11条関係)

様式第6号(第11条関係)

様式第7号(第11条関係)